

■ 訴えの提起に至る経過

資料1

年月日	内容
平成12年8月	契約条件書の策定
平成13年1月15日	広域処理施設建設工事請負契約締結(広域連合とJSW・三井造船・物産共同企業体) 建設経費:103億9,500万円(総事業費:113億5,909万円) 注1:第44条(瑕疵担保責任)、第45条(性能保証責任)
平成13年1月15日	施設運転保守管理業務委託締結(広域連合・NIK) 契約金額:114億7,074万円 契約期間:平成15年4月1日から平成33年7月31日 基本協定書締結(広域連合・JSW・三井物産・三井造船・NIK) 注2:第9条特定目的会社の設立
平成15年3月31日	廃棄物処理施設竣工
平成15年4月1日	廃棄物処理開始
平成17年3月31日	H.15.3~H.17.3で2年間の保証期間終了したが、建設契約別紙2のⅡに基づき2年間保証を延長する
平成19年3月31日	H.17.3~H.19.3で2年間の保証期間終了したが、建設契約第44条に基づき2年間保証を延長する
平成21年3月18日	保証期間終了の覚書締結 資料No.2
平成22年8月5日	西胆振環境から経営実績と今後の見通しについて説明 ・平成15年度以降実質赤字。19年度は債務超過。21年度も96,700千円の累積損失 ・平成25年度から32年度までで、年平均2.2億円の赤字。
平成22年10月19日から 平成24年1月30日	三井造船と「契約条項の確認」、「保守管理費の圧縮」、「赤字要因」、「費用負担」などについて協議
平成24年3月27日	副市町長会議開催
平成24年3月29日	市町協議開催 ・「覚書無効確認請求事件」の提訴確認 資料3
平成24年4月	・広域連合議員説明
平成24年5月(予定)	・広域連合平成24年第1回臨時議会開催 ・訴えへの提起 ・訴訟着手金補正(補正額525万円)

■訴えの提起に至る経過

資料1

注1:第44条(瑕疵担保責任)

(2)瑕疵の修補または損害賠償の請求は第40条の引渡しを受けた日から2年以内に、これを行わなければならないものとする。ただし、その瑕疵が乙の故意または重大な過失により生じたときには、当該請求を行うことのできる期間は、10年とする。

第45条(保障期間中の乙の性能保証責任)

(1)前条の規定にかかわらず、保証期間中に広域処理施設が別紙2に規定された性能保証事項を満たすことができなくなった場合には、乙は自らの費用と責任で直ちにこれを修補し、(以下略)

(2)保証期間は、広域処理施設の引渡し日から起算して2年とする。ただし、保証期間中、広域処理施設が別紙2に規定された性能保証事項を満たすことができない事態が生じた時には、当該事態が改善され、甲の承諾が得られたときから起算してその後2年間まで、保証期間を延長し、以降も同様とする。

注2・第9条特定目的会社の設立

(6)株主は、本件会社が債務超過に陥った場合、または資金繰りの困難に直面した場合には、連帯して本件会社への追加融資または劣後融資に応じること(中略)資金援助義務の上限は、本件会社の事業期間にわたる一般廃棄物処理量に基づく委託費総額の10分の1とする